

臨時総会

議案書

令和元年 11月 21 日(木) 18 時 00 分より
ブリーグ会議室にて

福岡県ライフセービング協会

福岡県ライフセービング協会 臨時総会

日時:令和元年 11月 21 日 18 時 00 分から 18 時 20 分

会場:ブリーグ会議室

議 事 次 第

- 一、開会
- 一、理事長挨拶及びこれまでの活動・予算執行状況について
- 一、議事録署名人選出
- 一、議案
第 1 号議案:団体の特定非営利活動法人化及び任意団体の解散について(資料 1)
- 一、閉会

【資料】

- 1 第 1 号議案(団体の特定非営利活動法人化及び任意団体の解散)について
- 2 福岡県ライフセービング協会定款

団体の特定非営利活動法人化及び任意団体の解散について

●概要

1. 法人格の取得

これまで任意団体として活動してきたが、特定非営利活動法人の設立を申請する。

2. 申請の時期

令和元年11月に設立総会を開催し、申請手続きが完了次第、現在の任意団体は解散し、事実上特定非営利活動法人へ移行する。

3. 法人格変更の大前提

収益事業は行うことなく、原則的に従来からの活動内容は変更しない。法人格を取得することによって、これまで培ってきた活動の継続的・永続的な存続を目的とする。

福岡県ライフセービング協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、福岡県ライフセービング協会と称し、英文名を Fukuoka Lifesaving Association とする。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を福岡県糟屋郡須恵町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、加盟する日本ライフセービング協会の目的、基本及び諸規程並びにその方針に従い、海岸をはじめとする福岡県内の水辺の事故防止に向けた安全教育、監視・救助、防災・防災教育、環境保全等を行うライフセービングの普及・啓発及び発展に関する事業を行い、地域住民の安全かつ快適な水辺の利用に寄与することを目的とする。

(非営利活動の種類)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この団体は、前条の目的を達成するため、次の非営利活動に係る事業を行う。

- (1) ライフセービングに関する事業
- (2) ライフセービングに関する指導及び普及事業
- (3) 青少年に対するライフセービング事業
- (4) ライフセービングの競技事業
- (5) その他この団体の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この団体の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動法(以下「法」という。)上の社員に準ずる。

- (1) 正会員 この団体の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 一般会員 この団体の目的に賛同の意思を届け出た個人、一般団体及び教育機関クラブ
- (3) 賛助会員 この団体の目的に賛同して援助を行う個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、その者が前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員、顧問及び職員

(種別及び定数)

第13条 この団体に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長とし、2人以内を副理事長とすることができる。

(選任等)

第14条 理事は、理事会において選任する。

2 監事は、総会において選任する。

3 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 監事は、理事又はこの団体の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この団体を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、団体の業務について、この団体を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この団体の財産の状況を監査すること
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会の招集を請求し、若しくは招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問等)

第20条 この団体は、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦に基づき、総会の承認により理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、役員並びに理事会の諮問に応じ団体の育成に協力、助言する。
- 4 顧問の委嘱期間は、委嘱の日から2年間とする。ただし、再委嘱を妨げない。

(事務局)

第21条 この団体は、事務局として事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第22条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算に関する事項
- (5) 事業報告及び活動決算に関する事項
- (6) 監事の選任又は解任、職務及び報酬に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第52条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他運営に関する重要な事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求もしくは招集があつたとき

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項各号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面ま

たは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、前条第2項、次条第1項、第53条及び第54条第2項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者及び表決委任者にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名又は記名押印をしなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

- (3) 理事の選任又は解任、職務及び報酬に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第37条、前条第2項及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第7章 専門委員会

(設置等)

第41条 この団体は、専門的な事業遂行のため、理事会の承認を経て専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会は、理事会の承認を得た委員によって構成する。

3 専門委員会は、理事会の承認を得て委員長その他担当を置くことができる。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第42条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第43条 この団体の資産は、非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第44条 この団体の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第45条 この団体の会計は、法第27条各号に掲げる原則に準じて行うものとする。

(会計の区分)

第46条 この団体の会計は、非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第47条 この団体の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第48条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算の追加及び更正)

第49条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第50条 この団体の事業報告書、活動決算書は、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第51条 この団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第52条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第53条 この団体が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を得なければならない。

(解散)

第54条 この団体は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡

- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定

2 前項第1号の事由によりこの団体が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第55条 この団体が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、総会の議決により選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第56条 この団体が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 この団体の公告は、この団体のホームページに掲載して行う。

第11章 雜則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この団体の設立当初の主たる事務所は糟屋郡須恵町大字植木587-1-901に置く。
- 3 この団体の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 田原 幸佑

副理事長 鈴木 裕介

理事 小野 義明

同 斎藤 秀雄

同 谷川 晃子

同 中山 省悟

同 藤本 航軌

同 山鹿 政則

監事 友納 祐介

4 この団体の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成32年3月31日までとする。

5 この団体の設立当初の事業計画及び活動予算は、第47条の規定にかかわらず、設立総会の定め

るところによるものとする。

6 この団体の設立当初の事業年度は、第51条の規定にかかわらず、成立の日から平成32年3月31日までとする。

7 この団体の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 無料

(2) 年会費 正会員(個人) 60,000円、会員(団体) 60,000円

一般会員(個人) 10,000円、一般会員(一般団体) 15,000円、一般会員(教育機関クラブ) 無料

賛助会員(個人、一口) 10,000円(一口以上)、賛助会員(団体、一口) 10,000円(一口以上)